

会議概要

会議名 : 令和7年度第1回益田市入札・契約適正化委員会
 日時 : 令和7年6月11日(水) 13:15～15:15
 場所 : 益田市役所本館3階第2会議室
 委員 : 林 秀司(大学教授)、山本 尚(弁護士)
 大野利昭(税理士)、前田邦男(学識経験者)
 出席者 : 委員4名、事務局2名

議 事

(1) 令和6年度 入札結果状況説明

入札結果の比較

令和5年度 入札結果

入札件数 工事関係

総合評価	5件
一般競争入札	0件
簡易一般競争入札	81件
指名競争入札	177件
その他	0件
小計	263件

入札件数 物品関係

総合評価	0件
一般競争入札	20件
簡易一般競争入札	0件
指名競争入札	136件
小計	156件

入札件数 合計	419件
---------	------

予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	2,161,649,100円
落札金額	2,051,795,000円
総落札率	94.92%

令和6年度 入札結果

入札件数 工事関係

総合評価	8件
一般競争入札	0件
簡易一般競争入札	67件
指名競争入札	147件
その他	0件
小計	222件

入札件数 物品関係

総合評価	1件
一般競争入札	20件
簡易一般競争入札	0件
指名競争入札	132件
小計	153件

入札件数 合計	375件
---------	------

予定価格・落札金額 工事関係

予定価格	2,501,290,700円
落札金額	2,360,891,000円
総落札率	94.39%

予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	433,303,886円
落札金額	378,151,339円
総落札率	87.27%

予定価格・落札金額 物品関係

予定価格	552,438,654円
落札金額	496,037,462円
総落札率	89.79%

予定価格・落札金額 合計

予定価格	2,594,952,986円
落札金額	2,429,946,339円
総落札率	93.64%

予定価格・落札金額 合計

予定価格	3,053,729,354円
落札金額	2,856,928,462円
総落札率	93.56%

低入札調査等

最低制限失格	19件
	33者

低入札調査等

最低制限失格	19件
	29者

低入札	0件
	0者

低入札	1件
	1者

数値的判断基準失格	0件
	0者

数値的判断基準失格	1件
	1者

低入札調査失格	0件
	0者

低入札調査失格	0件
	0者

低入札での契約	0者
---------	----

低入札での契約	0者
---------	----

1 令和6年度の入札件数・入札金額について

令和6年度の益田市の入札状況としては、令和5年度と比べ、建設工事関係の入札件数は大きく減少したが、金額は大幅に増加している。

工事関係の入札件数が減少した要因としては、令和5年度は災害発生等が多く、その復旧等のための工事件数が多く発生していたことが要因のひとつであると考えられる。

落札額が前年比で大きくなっている要因のひとつは、工事関係の総合評価一般競争入札の件数が令和5年度は不調分も含めて5件であったものが、令和6年度は8件となり、3件増加しているためである。総合評価方式については、1件の落札額が5千万円以上と高額となるものが多く、令和6年と令和5年の落札額の差は、3億円程度となっている。

物品・役務の提供関係では、入札件数はほぼ同数であるが、金額は大幅に増加しており、その要因としては、一般競争入札で学校の教育用コンピュータシステムの更新（リース）があり、1億3千万円で落札したためと考えられる。

2 令和6年度の落札率について

工事関係の落札率は、前年度とほぼ同率となっている。過去5年で比較すると2番目に低い落札率であった。物品関係の落札率は、前年に比べるとわずかに上昇し、過去5年で比較すると1番高い落札率であった。

3 最低制限価格失格について

最低制限価格失格については、件数は前年度と同数となり、業者数は若干減少しており、過去5年で見ると、件数・業者数ともに2番目に少なかった。

4 低入札について

低入札での契約については発生していないが、数値的判断基準失格が1件発生している。その失格となった内容は、調査基準価格より低い応札であったことから、益田市建設工事低入札価格調査取扱規定第9条の規定により内訳書の内容を確認したところ、「現場管理費」について、市の設計金額の70%以上であることが必要であったが、34.56%となっており数値的判断基準を満たしていなかったため、その応札業者について失格とした。

5 入札の不調・不落について

前年度に比べて、工事の不調・不落の件数は令和5年度が61件（不調：37件、不落：24）から令和6年度は27件（不調：18件、不落：9件）と半数以下に減少した。

減少した要因として考えられるのは、令和5年度に比べ市の周辺地域で大きな災害がなく、工事件数が減少したことで、業者が応札し易い状況になったのではないかと推測している。

また、事業の見直しや複数の工事をひとつにまとめて発注額を上げたことも原因のひとつではないかと考える。

令和6年度の不調・不落を原因別でみると、応札者なしが18件、予定価格超過が5件、最低制限価格失格が5件であった。

工種別でみると、土木一式工事が15件と最も多く、次にとび・土工・コンクリート工事が7件であった。

傾向としては、予定価格が1,000万円以下の土木系の工事の応札者がなく、不調となった入札が16件あった（18件の不調のうち、16件が1,000万円以下）。

現状では、再入札や随意契約等によって、受注業者が決まっていることから、特に問題とはなっていないが、更に不調件数を減らすため、小規模工事を複数にまと

めて発注するなどして、業者が受注し易い入札に努めている状況である。

令和7年度では、市道・農道・林道等の除草作業について、それまで道路管理者ごとに別々に発注していたものを、地区ごとにまとめて一括して入札を実施している。

(2) 抽出案件の審議（令和6年度下半期10月～3月分）

建設工事：総合評価方式一般競争入札（2件）

①豊川拠点整備事業（建築）工事（1002）

【委員】①予定価格が高額となっている理由、②参加業者は2者なのに入札結果調書が1者分しかない理由を確認したい、③入札参加業者が少ないことの背景を確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）豊川地区については、子育てを保育園や学校のみに任せることなく、地域を挙げて取り組む活動として公民館活動による活動が活発に行われている。

しかし、ひとづくり・地域づくりの拠点である豊川公民館は昭和50年建築（築50年経過）の物件であり、老朽化が進み、耐震性などに課題がある状況であった。

こうした背景に加えて、益田市では公共施設総合管理計画基本方針に基づき、公共建築物は必要なサービス水準を確保しつつ、多機能化・集約化・複合化等を行い、施設の全体総量の縮減を行うこととしている。豊川公民館の建設については、隣接する豊川小学校施設の多面的利用を前提として最低限の施設改築を基本として、周囲の公共的施設との連携を整えながら実施することとなっている。

公民館機能としては、県立大学との包括連携協定に基づく、サテライトキャンパス機能や放課後児童クラブ機能を持たせることとしている。これまで豊川小学校の校庭にあった平成12年度建築（築25年）のプレハブ製の放課後児童クラブを公民館内に設置することで、地域住民と子どもとの異世代交流の促進を期待している。

また、学校敷地に隣接して、社会福祉法人が運営する豊川保育園が令和6年度中に移転新築され、今後は、公民館・小学校・放課後児童クラブ・保育園の集約化により、豊川地区の新たな拠点となっていく予定である。

なお、公民館等の工事期間は、令和7年2月から令和7年10月としており、施設については、令和8年度より共用開始することとして現在工事が実施されている。

【事務局】①予定価格が高額となっている理由は、直接工事費である建築工事一式の金額が合計で約7,400万円となっており、内訳として、豊川公民館・放課後児童クラブが約5,600万円、倉庫が約470万円、各施設をつなぐための回廊が約880万円、屋外配水工事が約440万円となっており、

4つの工事等をまとめて発注したことから高額な金額となっている。

【事務局】②参加業者は2者なのに入札結果調書が1者分しかない理由は、この度の入札において、当初入札参加資格申請は3者であったが、第1回目の入札では、2者のみが応札を行い、両者とも予定価格を超過していたことから再度入札を実施した。

再度入札では、2者のうち1者のみが応札し、残りの1者が辞退したため、予定価格以下であった1者のみの技術評価を実施したため、調書については1者分のみとなっている。

【事務局】③入札参加業者が少ないことについては、当初は益田市内に主たる営業所を有する者であって、建築一式工事の総合点数が850以上とし、想定参加業者数は8者を見込んでいた。

特別簡易型ということで、高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が少ない工事であるため、参加業者数が増えなくてもよいのではないかなと思うが、益田市が過去5年間に実施した総合評価方式による入札件数は全部で39件となっており、その合計参加業者数は65者で、平均すると1回の総合評価方式の入札で参加する業者数は、1.67となっている。

このことから、この度の入札における参加業者が特に少なかったという訳ではないと分析しているが、総合評価方式を導入するメリットとしては、品質確保、性能向上、長寿命化、将来維持管理費の低減、環境対策等があり、住民、利用者の利益がもたらされる必要があるため、今後も業者が参加し易くなるよう検討していく必要がある。

【参考】

総合評価方式入札件数等

(単位：件：者)

	R2	R3	R4	R5	R6	合計
入札件数	9	6	11	5	8	39
合計参加業者数	15	10	18	11	11	65
平均参加者数	1.67	1.67	1.64	2.20	1.38	1.67

(注) 入札件数、合計参加業者数には不調・不落分を含む。

【委員】審査対象案件には一定の基準の下で、この度3件の建設工事の総合評価方式があげられているが、入札参加者が無く、あるいは価格オーバーで失格しており、技術評価が出来ていないが総合評価と言えるのか。

また、技術評価点が少ないと見受けられる業者もあるが、適格な業者選定となっているのか。

【事務局】総合評価方式の適用により、総合評価方式で行った工事だけでなく、他の工事や地域貢献の評価をすることで、公共工事全体の品質確保、性能向上、長寿命化、将来の維持管理費の低減に寄与することができ、住民や利用者にも利益をもたらすことができると考えて実施している。

委員ご指摘のとおり、この度の総合評価方式による3件の建設工事の入札では、入札参加者が1者のみとなっているものや、予定価格が超過となり評価自体が1者のみとなっているものもあったが、公共工事の品質確保等については、一定程度寄与できているのではないかと推察している。

総合評価方式における入札では、価格面だけでなく、技術評価点の点数によって、落札者が決まることとなるので、最終的には1者のみとはなったが、市で提案した技術評価項目についてはクリアしていることから、不適格な業者ではなかったと考える。

【委員】総合評価の点数が低くても応札者となる場合がある。ある程度点数が低ければ失格とする規定を策定すること等も必要ではないか。

総合評価方式による入札については、以前から問題点があることを指摘している。再度認識して対応してもらいたい。

【事務局】持ち帰り内部で検討させていただきたい。

【委員】2回目の応札で1者が辞退した理由が分かるか。

【事務局】入札については、電子入札により実施しており、業者とも対面で対応することもないため、理由までは不明である。

【委員】事務局の説明を聞いて状況を把握することができたが、事前に案件を抽出する段階で、応札者や入札状況が分かるようにしてもらいたい。

また、資料については、差し替え等がないように慎重に作成して提示してもらいたい。

【事務局】資料を提示する際には、ミスなく、分かり易い資料となるよう、今後対応していきたい。

【委員】既存施設の解体工事等も今後実施される予定か。

【事務局】放課後児童クラブについては既に解体されており、同じ場所に公民館を建設している状況である。

公民館建設後には、既存の公民館の解体工事も実施される予定である。

②益田運動公園グリーン広場改修工事（1003）

【委員】参加業者が1者となっていることから、その理由等について確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）益田運動公園のグリーン広場の人工芝については、通常は耐用年数が8年のところ、平成26年度から11年間使用しており、人工芝の劣化もあり、誰もが安心して使える安全な広場とするため、新しい人工芝に張り替える工事を実施したものである。

【事務局】この工事については、既存の人工芝の張替えのみであり、技術的な工夫の余地が少ないことから、特別簡易型の総合評価方式として、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとした。

入札参加業者については、益田市内に主たる営業所を有する者であって、舗装工事の総合点数が700点上としており、想定した参加業者数は6者を見込んでいた。

入札参加業者を増やすため、企業における工事实績件数や技術者の工事施工経験数を下げる等の対応を実施したが、実際に応札があったのは1者のみとなった。

実施された実際の工期は、11月中旬から3月中旬となっており、設定した工事期間が極端に短かったということもなく、他の業者においても実施可能であったと推測するが、なぜ応札が1者だけとなったのかについては不明な状況である。

【委員】金額面での魅力や、総合評価方式での入札ということで業者にとって手間もかかるので、応札されなかったのではないか。

【委員】入札参加資格である配置予定技術者がいないため参加しなかったということも考えられるのではないか。

【事務局】金銭面については不明だが、この工事の入札前には、総合評価方式ということで、県の技術審査会で工事の概要や総合評価方式に係る評価項目についての審査を受けている。

その審査会において、市では当初発注種別を「土木工事」としていたが、県の指導を受け「舗装工事」に変更した経過があり、工事内容に沿った業者が選定できていると考えている。

配置技術者についても、配置できるとして届出のある業者を当初6者想定していたものであるが、最終的には1者のみの応札となっている。

建設工事：簡易型一般競争入札（1件）

③上大堤廃止工事（1104）

【委員】比較的大型物件で入札参加者も多く、落札率も比較的低く、健全な競争が働いているように見えるので、中身について確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この工事は、西平原町にある上大堤を廃止するための工事となり、主たる工事内容としては、ひとつ目は2,610㎡の土質改良工と、ふたつ目は13個のプレキャストボックス（ボックスカルバート）を製作するものである。

【事務局】この工事の発注種別は、土木一式工事となり、業者選定については、市内に主たる営業所を有し、土木一式工事の総合点数が750点以上のものとしており、想定される参加業者数は27者となっていた。

設計額の積算については、土木工事は、ほぼ単価が公表されているため、業者は容易に積算できるものとなる。

また、ボックスカルバートの見積単価も参考値として提示しており、業者にとって、難易度は低く、利益の出やすい工事のため、8者の応札があったものである。

その中で、6者が最低制限価格での応札となり最終的には「くじ」により落札業者を決定したものである。

なお、この工事は一部を令和7年度への繰越事業として実施しているもの

である。

【委員】この事業のように業者が入札額を正確に積算し、多くの業者が競争に参加することが望ましい状態であり、良い例であったと思われる。

ただし、最終的に「くじ」により業者を決定したことについては、業者の持つ技術力が評価された訳ではないので、不満を持たれる可能性があることについて理解しておく必要がある。

建設工事：随意契約（１件）

④益田市雪舟の郷記念館改修整備事業（1431）

【委員】この件については、①設計金額が高額となっている理由、②高額な工事が１共同企業体と随意契約されている理由、③予定価格が大きいにもかかわらず、随意契約により落札率が１００％となっている背景を確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）雪舟の郷記念館の改修整備事業については、建築より３０年以上が経過し、老朽化等により展示施設や設備等の更新を要する箇所があることや、バリアフリー化されてない等、時代に応じた施設となっていないことから、改修及び設備の更新等を行うこととなった。

改修に当たっては、施設の機能向上や、市として求める施設の活用が可能となる提案を求めるとともに、設計から施工を一括で行うことにより、工期の短縮やコスト縮減が可能と判断したことから、設計施工を公募型プロポーザルにより実施した。

【事務局】①設計金額が高額となっている理由は、この施設は展示公開等を実施する施設であり、今回の改修については通常の建物改修等に加え、展示ケースの更新経費が含まれている。

展示ケースは特殊な機能であることから、高額となった要因のひとつとなっている。

具体的には、直接工事費の合計が、税抜２２９，２６０，０００円であるが、そのうち、建築主体工事が８０，３４０，０００円、展示施設工事が６１，１６０，０００円となっている。

展示施設工事だけで直接工事費の約２７％となり、その分が高額となっている。

【事務局】②高額工事が１共同企業体と随意契約されている理由は、民間の優れた技術力やノウハウを反映した提案を受け、市が求める施設の活用を実現するために、設計施工一括プロポーザルを採用した。

具体的には、「候補者選定公募型プロポーザル」を実施し、事業提案について公募を実施している。

この公募に対して１者からのみ提案書の提出があり、選定委員会の審査を経て、契約候補者の選定に至った。

その後、契約候補者と契約内容について協議し、本事業の仕様書を確認の上、公募型プロポーザルにより、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第

2号で定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると
して随意契約を行っている。

【事務局】③予定価格が大きいかにかかわらず、随意契約により落札率が100%
となっている背景は、この工事は候補者選定公募型プロポーザルとして実施
しており、その仕様書の中で事前に工事費用に係る限度額も示されている。

この示された限度額の範囲の中で、市が求める施設の活用を実現するため
の設計内容が提案されており、提示された入札額についても、当初示してい
る限度額に近い金額となっている。

【委員】選定委員会のメンバーは、どのような構成だったのか。

【事務局】市の関係部局長が選定委員会のメンバーとなっていた。

【委員】共同企業体は元からあったのか。また、業者としては共同企業体として
参加しなくても良かったのではないか。

【事務局】共同企業体については、元からあったものではなく、市が求める施設の
活用を実現するため、設計から施工まで一括で実施することで工期の短縮や
コスト削減が可能であると判断され、設計業者と建設業者がタッグを組んで
設立されたものと理解している。

【委員】プロポーザル方式として民間の技術を活用して事業を実施することは大
切なことであるが、特定の業者のみが受注し易くなるようであれば本末転倒
である。

この度のプロポーザル方式では、最終的に共同企業体1者のみの参加とな
っていることから、プロポーザル方式を実施する際には注意が必要である。

【委員】設計業務と建設業務を分けて実施する方が不正等も起こりにくいと考え
る。

この度の工事が問題であるということではなく、一般的にプロポーザル方
式や総合評価方式による入札については、評価する側の能力によっては不正
が発生するリスクが高くなるとも言われているので、実施する際には注意し
てもらいたい。

【委員】市内には、設計事務所が少ないのか。

【事務局】建築事務所としては10者あり、1級建築士を持っているのが9者、2
級建築士を持っているのが1者となっている。

【委員】設計事務所（建築士）については、設計施工から基本設計、実施設計、
実際の工事期間等について、すべてにかかわるという縛りを設けて公募を実
施しているという理解でよいのか。

【事務局】そのとおりである。

建設コンサルタント業務委託：指名競争入札（1件）

⑤令和6年度益田市自動車騒音常時監視業務（2315）

【委員】指名業者が7者に対して、参加業者が4者であったことについて内容を
確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この業務は、益田市内における自動車騒音の状況を騒音規制法第18条第1項の規定に基づき環境省が配付する「面的評価支援システム」を使用して常時監視測定するものである。

市内の全4工程の調査個所のうち、毎年1工程について調査を実施しており、令和6年度は、一般国道9号の3.8km、久城センター線の2.5km、総延長6.3kmについて評価を実施している。

項目としては、騒音調査、道路調査、沿道調査の項目について調査し、業者からの報告を受けているものである。

【事務局】指名業者の選定については、県内に営業所を有し、計量証明事業に登録のある業者のうち、島根県内で自動車騒音監視の実績のある業者を7者選定している。

入札には4者が応札し、そのうち3者が予定価格以下となり、最低価格となった1者が落札者となっている。

他の3工程の業務委託について、過去の指名者数と応札者数を確認すると、

○令和6年度（2箇所） 指名者数：7者 応札者数：4者

○令和5年度（1箇所） 指名者数：7者 応札者数：4者

○令和4年度（2箇所） 指名者数：7者 応札者数：5者

○令和3年度（2箇所） 指名者数：7者 応札者数：5者

となっており、工程による応札者数に大きな差はなく、例年同様な状況が続いている状況である。

なお、落札者業者については、ここ数年ずっと同じ業者が落札している状況が続いている。

【委員】4工程に係る入札は毎年1工程ずつ実施しているのか、それとも1度の入札で4工程をすべて1業者が実施することとなるのか。

【事務局】毎年、1工程ずつ入札を実施し、業者を決定している。

【委員】4工程で実施する場所についても毎回異なる場所となるのか。

【事務局】4工程については、全て場所が決まっており、4年に1度同じ場所で調査を実施することとなる。

【委員】調査したデータの活用についてはどのようなになっているのか。

【事務局】調査結果については、国に毎年報告しており、市の公式ウェブサイトでもその結果について公表している。

建設コンサルタント：随意契約（2件）

⑥内田下地区換地（その3）業務委託（2401）

⑦久保坂地区換地（その2）業務委託（2402）

【事務局】次の案件は抽出理由が同じなので2件まとめて審議をお願いしたい。

【委員】同一業者に低い落札率で随意契約されており、予定価格の誤りではないか確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この業務委託は、ほ場整備を実施するに当たり、一時利用地の指定をする業務委託である。

一時利用地の指定とは、区画工事が完了し、農用地等が使用及び収益できる状態（耕作等が可能な状態）になった場合、換地計画原案等に記された換地の取得予定者に通知し、換地処分まで暫定的に使用及び収益させることを目的とした手続きとなる。

【事務局】随意契約の理由としては、島根県土地改良事業団体連合会は、ほ場整備の事業計画から実施設計、効果算定及び換地業務まで一貫して業務を行うことができる県内で唯一の組織となる。

島根県内の他市町村においても、ほ場整備事業については、島根県土地改良事業団体連合会が委託を受けている状況である。

市の予定価格の算出方法については、島根県業務委託積算基準及び換地関係通知集（換地業務の経費算定基準）で定められている基準に基づいて積算しており、予定価格の誤りではなく、業者は独自で定めた基準で積算していると考えられる。

同一業者に低い落札率となった要因については、市は定められた基準により予定価格を算出しているが、業者は仕様書に基づき、独自で定めた基準により見積を行っていることから、落札率にかかわらず入札については妥当であると考ええる。

【委員】島根県土地改良事業団体連合会とは、どのような団体となるのか。

【委員】土地改良事業を行う者の協同組織として、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的として設立された団体で、その目的、事業内容から公法人の性格を有し、組織形態などから社团として位置づけられている非営利法人である。

現在の会員は、52団体（市町村19、土地改良区33）となっている。

益田市長も役員となっており代表監事を担っている（団体HPより）。

【委員】落札率が低くなっていた理由を再度確認したい。

【事務局】島根県土地改良事業団体連合会については、団体独自の基準により費用を積算しているが、市は県の業務委託積算基準等に基づき積算していることから、その部分で差が発生し、落札率も低くなっている。

【委員】土地改良法に基づき設立された団体であり、土地改良事業に関する様々な事業を実施しており、営利を目的としていないので、このような結果となっているようである。

【委員】最終的に予定価格と落札額との差（余った予算）はどうなるのか。

【事務局】事業費の財源が補助金等であれば、精算して返還する等の対応をしており、一般財源であれば不要額等として決算で報告している。

物品調達：一般競争入札（１件）

⑧除雪ドーザ購入（3104）

【委員】高額な購入品であるが落札率は低くなっている。予定価格の設定に問題があったのではないかを確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）令和６年１２月に市が保有する匹見地区で使用している除雪ドーザの１台が故障したため急遽購入することとなった。

【事務局】除雪ドーザの購入に当たり、市内に営業所を有する３者から参考見積を徴して予定価格を決定する予定であったが、１者については見積書の提出がなく、１者については、値引きされた見積額となっていたため不採用とし、残った１者の参考見積金額である２０，２３６，０００円を予定価格とした。

この見積額については、昨今の物価高騰に加え、納期についてもかなりの期間を要するとの説明を受けており、業者側から現在における上限額での金額となっている旨の説明を受けていた。

値引きされた業者から再度見積書を徴することも検討したが、除雪ドーザの故障時期が降雪の始まっていた１２月であったこともあり、早急に購入手続きを進める必要があったことから、１者のみの参考見積額を採用した。

業者の選定要件としては、市内に本店又は営業所を有する者で、大分類「産業・工作機械類」に登録された業者としては３８者が該当となっていたが、一般競争入札により入札を実施した際には、見積書を提出した２者のみが応札し、最終的には、値引きにより不採用となっていた業者が落札した形となった。このため、予定価格である２０，２３６，０００円と入札額である１３，７００，０００円と大きな差が生じており、低い落札率となった。

なお、実際の除雪ドーザの納入については、令和６年度中には購入が間に合わなかったため、貸与により除雪作業を実施しており、令和７年度中に納入する予定となっている。

【委員】除雪車は、全国的にも需要のある特殊車両となるが受注生産となるのか。

【事務局】事前に業者から参考見積を徴した際には、納期についてはかなり日数を要するとの説明を受けていたことから、受注生産になると思われる。

【委員】除雪機の耐用年数はどのぐらいなのか。

【事務局】平均で７年～１０年だとされている。

【委員】令和６年度での購入となっていたが、まだ購入されていないのか。

【事務局】予算措置や納期の関係もあり、まだ納入されていない状況であり、令和７年度中の納入になる見込みである。

【委員】なぜ、予定価格がこんなに高い金額となっているのか。

【事務局】予定価格の参考とするため見積書を２者から徴したが、そのうち１者が値引きした金額で見積書を提出したため、もう１者の見積金額を参考として予定価格に設定したために高い金額となっている。

【委員】値引きされた見積額を予定価格としなかったのはなぜか。

【事務局】値引きされた見積額を予定価格とする行為は「歩切り（適正な積算に基^{ぶぎり}

づく設計書金額の一部を控除する行為)」とされ、改正品確法第7条第1項第1号の規定に違反する行為とされていることから、値引きのない見積書の金額を予定価格としている。

【委員】最終的に予定価格よりかなり安く購入することができたのはなぜか。

【事務局】参考見積において値引きをして見積額を提示していた業者が、同様な金額で応札したことから、予定価格よりかなり低い金額での落札となった。

【委員】この度の入札だけでなく、市で実施する物品等の購入に係る入札については、落札率が低くなる傾向が以前よりある。

予定価格を決定するプロセスについてはどのようなになっているのか。
市のみで予定価格を積算するのは難しいのか。

【事務局】一般的には、参考見積を複数者より徴し、その金額に応じて予定価格を設定しており、市が独自で積算等を行うのは専門性もないことから、難しいと考える。

物品調達：指名競争入札（1件）

⑨除細動器点検整備（3308）

【委員】指名業者が24者であったのに対し、参加業者が3者であるため、その理由等を確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この点検整備事業については、益田市・津和野町・吉賀町に配置されている8台の救急車に搭載されている「日本光電社製」の除細動器について「メーカーの点検記録表に基づく点検整備」と「バッテリー交換」を行うものとなっていた。

【事務局】業者選定については、中国管内に事業所を有し、高度管理医療機器等販売業許可証を有する者を24者選定したが、入札参加業者が3者となった。

このことについて、その辞退した理由を辞退届の提出のあった17者分で確認すると、「仕様が満たせない」が13者となり、その理由としては、「整備する機材がない、技術資料がない、整備自体を実施していない」となっていた。

また「作業員の確保が困難なため」が1者、「自己都合」が3者となっていた。

過去にも同様に「除細動器」に関する入札を県内の業者を対象に実施した際には、応札者数が2者と少なかったことから、この度、中国管内の業者に範囲を拡大し、物品調達の大分類「医療・理化学機器」小分類「医療機器」に登録のある業者として24の業者を指名した。

しかし、実際には使用している除細動機器が特殊なもので、仕様を満たせないという理由により辞退された業者が多く、最終的に3者のみの応札となった。

【委員】指名された業者は24者となっているが、実際に応札したのは医療機器関連の専門業者の3者が応札しているようである。

医療機器ということもあり、その他の業者については対応が難しかったということもあるのではないかと。

【事務局】指名競争入札については、「医療機器」に登録がある業者全てに対して指名を行っている。

実際には仕様を満たせないという理由で辞退された業者も多くいることからこのような結果となっている。

【委員】先ほどの入札と同様に予定価格が高くなっているが理由があるのか。

【事務局】予定価格については、参考見積を1者より徴した金額を参考に設定している。

【委員】落札した業者については「医療機器」の専門的な業者（特約店や代理店）ということもあり、落札額を安易に下げることができたと考えられる。

業務委託（役務の提供）：指名競争入札（1件）

⑩消防本部庁舎清掃業務委託（4338）

【委員】落札率100%となっている理由を確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この業務は、消防本部庁舎の週1回の日常清掃、年2回の定期清掃、建築物環境衛生管理業務を委託するものである。

【事務局】業者選定については、市内に営業所を有する者で、建築物清掃業等の登録を受けている6者を指名している。

6者から応札があり、5者が予定価格超過、1者が予定価格以下での応札となったことから、その業者が落札者となった。

予定価格については、令和6年度の業務委託先である落札業者から参考見積書を徴しており、その他の業者からは徴しておらず、最終的には参考見積を徴した落札業者が提出した「見積額」と「予定価格」が同額となっている。

市内には、落札業者以外にも業者があることから、複数業者から参考見積を徴して、予定価格を決定することも必要であったのではないかと考える。

なお、このことについては、事業担当課にも複数業者から見積書を徴して予定価格を決定することを指導しており、過剰に低い又は高い価格とならないように注意した。

【委員】この度の入札では、前年の落札業者からのみ見積を徴していたということだが、それが普通のことなのか。見積を出したところが有利になるのではないかと。

【事務局】前年の落札業者のみではなく、複数業者から見積を徴するように指導はしているが、この度の入札では1者のみとなっていた。

【委員】1者のみ見積を徴す対応については、いかがなものか。職務怠慢としてきちんと指導していくべきである。

【事務局】好ましくない対応であることから、是正するように指導はしている。全庁的にも同様なケースがあることも承知しているので引き続き指導していく。

業務委託：随意契約（２件）

⑪令和６年度除雪委託契約（借上車）（4430）

⑫令和６年度除雪委託契約（貸与車）（4431）

【事務局】次の案件は、抽出理由が同じなので、まとめて審議をお願いしたい。

【委員】複数単価契約の内容について確認したい。

【事務局】（事業の概要説明）この業務は、冬季において匹見地域管内の市道・農道・県道・公共施設の駐車場等の除雪を、その箇所に応じて業者を予め定め、除雪機械の借上げ又は貸与により実施しているものである。

毎年実施している事業であり、特に積雪下における幹線道路へのアクセス道や通学路については、早期の除雪を強く要請されており、市民生活の安定を図るため重要なものとなっている。

【事務局】単価の算定は県の基準を参考として市独自で基準を定めている。

単価については一覧表に示しているように、平日、休日の昼夜や準備片付の区分で、貸与・借上による機種ごとに単価を定めている。

業者からの借上げ分については、機械の維持費についても計上している。

単価は令和５年度に比べて、どの単価も１，０００円から２，０００円程度増額している。

委託料については、時間単価×除雪車両の種類×休日・夜間割増しで決まっている。

除雪に係る予算は、３年間の実績を基に積算し、大雪で予算不足となった場合は補正している。

基本的には除雪の実施は、積雪が１５ｃｍを超えたときからとなるが、１５ｃｍ以下でも、特に通学路については要望もあることから除雪を実施しており、業者からの連絡で除雪を始めることが多い状況である。

除雪エリアを業者ごとに割り当て、降雪前の時期に事前に契約を行い、積雪時は直ぐに対応できるようにしている。

匹見地域は、県と連携して除雪を行っており、市が県道も一緒に除雪することもあり、支払は市と県とで調整して別々に支払っている。

【委員】この事業の内容について資料だけでは不明だったので説明をお願いした。条件が異なることから複数単価契約になっていることは理解できた。

【委員】複数単価契約で、それぞれの条件が異なるということで、予定価格についてはないという理解でよいか。また、１年間の定額制として委託料を設定しているのではないのか。

【事務局】各路線や単価等に基づき委託契約を締結しており、実際の稼働日に基づき、実績精算で委託料を支払っている。

【委員】他市では、定額制を実施しているところもあり、最低限の委託料をまず補償し、積雪量により増額していくという方法である。

【委員】業者にとっては、最低限の保証があることから、そちらを好まれているという話もある。

【委 員】除雪作業を実施する基準はあるのか。

【事務局】15cm以上の積雪で除雪を行うこととなっているが、実際には生活道等については、早期に除雪をして欲しいという要望がある。

【委 員】業者については、どこを担当するかは事前に決まっているのか。

【事務局】どの業者がどの路線を担当するかは、事前に契約の段階で決めており、積雪があれば直ぐにでも稼働できるようにしている。

毎年実施している事業であり、基本的には同じ業者が同じ路線の除雪を実施するようになっている。

【委 員】県道と接続される場所等については、県と調整して除雪を行い、委託料についても県と調整して支払っているという理解でよいのか。

【事務局】そのとおりである。

以上